

報告第8号

宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会委員等の報酬 及び費用弁償並びに支給方法に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会規約第16条第2項の規定に基づき、宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会（以下「協議会」という。）の会長、副会長、委員及び監査委員（以下「協議会委員等」という。）の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会委員等の報酬は、山陽小野田市の例による。ただし、宇部市、山陽小野田市の常勤職員については、これを支給しない。

(費用弁償の額及び支払い方法)

第3条 協議会委員等が、協議会の職務を行うために旅行したときに支給する旅費は、山陽小野田市の例による。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか協議会委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年1月4日から施行する。